

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県条例第四号

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の二第一項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報（以下単に「情報」という。）の安全管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第二条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

一 消費生活センターの名称及び住所

二 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(職員)

第三条 消費生活センターには、所長その他必要な職員を置くものとする。

(情報の安全管理)

第四条 知事は、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(山口県消費生活センター条例の廃止)

2 山口県消費生活センター条例(昭和四十五年山口県条例第一号)は、廃止する。